平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第35号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則(昭和39年岩手県規則第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)

- 該各号に定めるところによる。
 - (1) [略]
 - (2) 課長等 次に掲げるものをいう。
 - ア 秘書広報室にあっては秘書課総括課長、総務部にあっ ては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長、政策 地域部にあっては政策推進室長、環境生活部にあっては 環境生活企画室長、保健福祉部にあっては保健福祉企画 室長、商工労働観光部にあっては商工企画室長及び観光 課総括課長、農林水産部にあっては農林水産企画室長及 び農村建設課総括課長、県土整備部にあっては県土整備 企画室長、復興局にあっては復興推進課総括課長、国体 ・障がい者スポーツ大会局にあっては総務課総括課長並 びに出納局にあっては会計指導監

イ~キ 「略]

 $(3)\sim(6)$ [略]

(合議)

第5条 次の表の左欄に掲げる事項については、同表の右欄に 第5条 次の表の左欄に掲げる事項については、同表の右欄に 定める区分に応じ、それぞれ同欄に定める者に合議しなけれ ばならない。ただし、地方公所長にあっては、この限りでな V

	合議区分		
合議事項	総務部長	管財課総括	管財課管理
		課長	担当課長
1 土地の取得 <u>、</u>	[略]		
<u>用途廃止</u> 又は処			
分(寄附の受入			
れを除く。)			
2 土地以外の財	[略]		
産の取得 <u>、用途</u>			
<u>廃止</u> 又は処分(
工事執行後の取			

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当 第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当 該各号に定めるところによる。

- (1) [略]
- (2) 課長等 次に掲げるものをいう。
- ア 秘書広報室にあっては秘書課総括課長、総務部にあっ ては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長、政策 地域部にあっては政策推進室長、文化スポーツ部にあっ ては文化スポーツ企画室長、環境生活部にあっては環境 生活企画室長、保健福祉部にあっては保健福祉企画室長 、商工労働観光部にあっては商工企画室長及び観光課総 括課長、農林水産部にあっては農林水産企画室長及び農 村建設課総括課長、県土整備部にあっては県土整備企画 室長、復興局にあっては復興推進課総括課長並びに出納 局にあっては会計指導監

イ~キ 「略]

 $(3)\sim(6)$ 「略]

(合議)

定める区分に応じ、それぞれ同欄に定める者に合議しなけれ ばならない。ただし、地方公所長にあっては、この限りでな 11

	合議区分		
合議事項	総務部長	管財課総括	管財課管理
		課長	担当課長
1 土地の取得又	[略]		
は処分(寄附の			
受入れ <u>及び交換</u>			
を除く。)			
2 土地以外の財	[略]		
産の取得又は処			
分(寄附の受入			
れ <u>、交換及び工</u>			

<u>得及び</u> 寄附の受		事執行後の取得			
入れを除く。)		を除く。)			
3 寄附の受入れ	1件の評価 1件の評価	3 寄附の受入れ		1件の評価 1件の評価	
	、予定又は 、予定又は			、予定又は 、予定又は	
	見積りの価 見積りの価			見積りの価 <u>見積りの価</u>	
	格 500 万円 格 500 万円			格 500 万円 格 500 万円	
	以上(法人 未満 (法人			以上(法人 未満(法人	
	その他の団 その他の団			その他の団 その他の団	
	体からの場 体からの場			体からの場 <u>体からの場</u>	
	合は、合は、			合は、合は、	
	1,000 万円 1,000 万円			1,000 万円 1,000 万円	
	以上) 未満)			<u>以上</u>) <u>未満)</u>	
		4 交換		1件の評価 1件の評価	
				、予定又は 、予定又は	
				見積りの価 見積りの価	
				格 7,000 万 格 7,000 万	
				円以上 円未満	
4 [略]	[略]	5 [略]	[略]		
5 [略]	[略]	6 [略]	[略]		
6 財産の所管換	[略]	<u>7</u> 所管換え	[略]		
え					
7 財産の所属換	[略]	8 所属換え(所	[略]		
え(所属換えを		属換えを受ける			
受けることを含		ことを含む。)			
t.)		-			
<u>8</u> [略]	[略]	<u>9</u> [略]	[略]	T	
		10 用途廃止		1件の評価 1件の評価	
				、予定又は、予定又は、予定又は	
				見積りの価 見積りの価	
				格 7,000 万 格 7,000 万	
 2 [略]				円以上 円未満	
[略] 2 [略]					
考 改正部分は、下線の部分である。 					

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。